国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成24年4月18日
国　土　交　通　省
都　　市　　局
まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について

都市再生特別措置法第20条第1項の規定に基づき、平成24年3月14日付けで新宿六丁目特定目的会社から申請のあった民間都市再生事業計画について、同法第21条第1項の規定により認定しました。

（内容等については別紙参照）

＜本件に対する問い合わせ先＞

国土交通省　都市局　まちづくり推進課　担当：中橋、本田

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

（別紙）

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

１． 認定した年月日　　　　平成 24 年 4 月 18 日

２． 認定事業者の名称　　　新宿六丁目特定目的会社

３． 都市再生事業の名称　　新宿イーストサイドスクエア計画

４． 都市再生事業の目的

本計画は、賑わい・文化・交流機能、良好な居住機能等の複合的都市機能の集積を図るとともに、歩行者ネットワークを形成するオープンスペースや災害時の利用を想定した空間を整備する等、地区全体の都市環境の向上を目的とする。

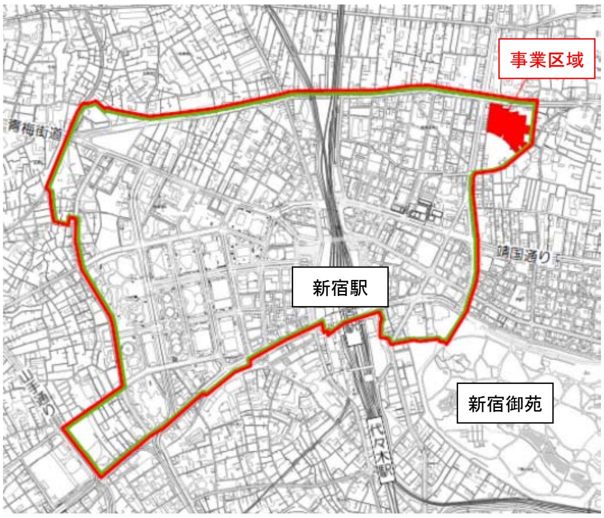

５． 事業施行期間　　平成 21 年 5 月 7 日
～ 平成 24 年 4 月 27 日

６． 事業区域

（１） 位置
東京都新宿区新宿六丁目 315 番 10

（２） 面積　　25,858.28 ㎡

７． 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

（１） 建築物の建築面積等

建築物番　号	階数	建築面積	延べ面積（容積対象面積）	敷地面積	容積対象面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	20F	8,245.44 ㎡	170,220.33 ㎡（153,673.54 ㎡）	25,271.68 ㎡	608.1%	32.6%
2	6F	354.26 ㎡	1,513.22 ㎡（1,181.24 ㎡）	538.0 ㎡	219.6%	65.8%
合　計		8,599.7 ㎡	171,733.55 ㎡（154,854.78 ㎡）	25,809.68 ㎡	600.0%	33.3%

（２） 建築物構造、設備及び用途

- 構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- 設備　電気設備、給排水設備、空調設備、防災設備、昇降機整備
- 用途　事務所、店舗、文化交流施設、フィットネス、共同住宅、駐車場、駐輪場

（３） 公共施設の種類・規模等

広場　6,667 ㎡

道路　　790 ㎡

緑地　6,472 ㎡

８．事業経緯

平成 21 年　５月 ７ 日　工事開始

平成 24 年　４月 27 日　工事完了

■　事業スケジュール

平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度		
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
					新築工事									
◀											▶			

■　外観イメージ

■　周辺状況

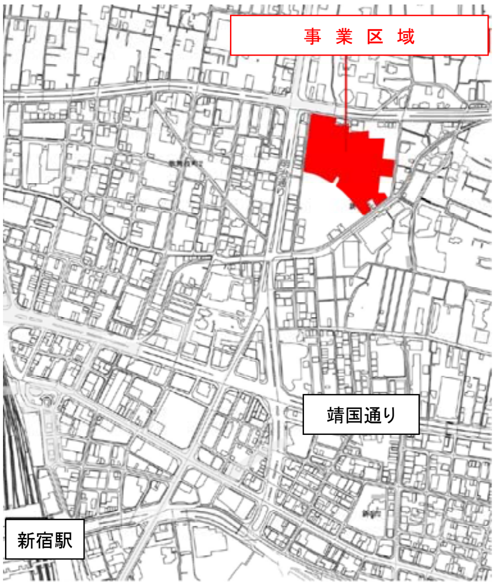

■　概要図

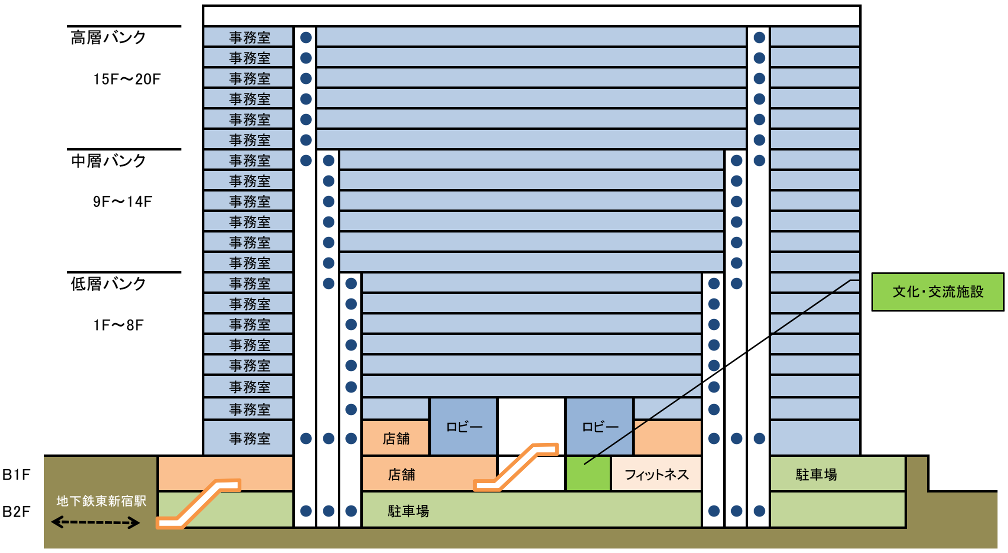

■　認定に基づいて受けることのできる支援の概要

【大都市再生税制】
　都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業は、一定の要件を満たす場合に、次の特例の適用を受けることができる。

対象者	時期	税目	対象	軽減の内容
事業者	事業準備段階	不動産取得税	土地	課税標準 1/5 控除 ※特定都市再生緊急整備地域の場合 課税標準 1/2 控除
	事業着工後	所得税・法人税	償却資産	50%　割増償却（５年間）
		登録免許税	建物	軽減税率 0.4%→0.3% ※特定都市再生緊急整備地域の場合 H24.3.31 以前認定　0.15% H24.4.1 以降認定　0.2%
		不動産取得税	建物	課税標準 1/5 控除 ※特定都市再生緊急整備地域の場合 課税標準 1/2 控除
		固定資産税 都市計画税	公共施設等	課税標準 2/5 控除（５年間） ※特定都市再生緊急整備地域の場合 課税標準 1/2 控除（５年間）
地権者	事業準備段階	所得税・法人税等	土地・建物	課税繰延・軽減税率　等

【金融支援】
　都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業は、公共施設等整備費の範囲内で金融支援（ミドルリスク資金の貸付け等※）を受けることができる。
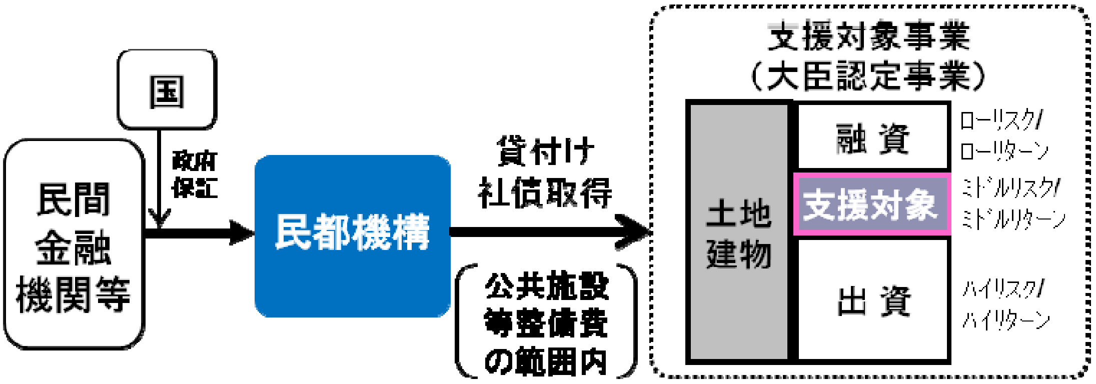
※メザニン支援制度のスキーム（参考）